

答 申 書

令和6年7月25日

愛南町水道事業運営審議会

本審議会は、令和5年9月20日、貴職から「安心して安定した水を継続して供給していくための水道料金のあり方について」諮問を受け、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

令和6年7月25日

愛南町長 清水 雅文 様

愛南町水道事業運営審議会
委員長

愛南町水道事業運営審議会委員

委員長 中川 治雄

副委員長 坂井 宏光

委員 山口 憲昭

委員 田原 朱美

委員 小野山 かをり

委員 渡邊 真佐留

委員 宮崎 麻実

目 次

はじめに	1
1 水道事業の現状と今後の見通し	2～3
(1) 需要予測と主要事業の計画	
(2) 財政収支計画	
2 水道料金のあり方について	3～5
(1) 料金水準について	
(2) 料金体系について	
(3) 料金改定案について	
(4) 料金改定の時期について	
3 付帯意見	5～6
(1) 経営努力による更なる収支の改善	
(2) 水道料金の定期的な検証及び見直し	
(3) 住民への説明、周知	
おわりに	6～7

はじめに

愛南町水道事業は、簡易水道の統合を完了し、平成 29 年度より上水道事業での一元化経営を行っており、今後も、より効率的な事業の運営管理と住民サービス提供のため、計画的に水道施設の整備を推進する所存である。

しかし現在、多くの水道施設が更新時期を迎え、また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応として、耐震化等の推進が急務となっている。

更に、近年の社会・経済情勢の変化に伴う物価の高騰により水道事業費用が嵩む一方で、給水人口の減少や節水機器の普及による水道料金収入の減少から、経費削減等による経営努力のみでは健全な水道事業経営が難しい状況である。

これまで愛南町水道事業は、平成 16 年 10 月の町村合併以降、平成 17 年 4 月に愛南町内(宇和島市給水区域を除く。)の水道料金統一を図り、平成 23 年 4 月に改定(改定率 8.1%)を実施、直近では、平成 28 年 4 月にも改定(改定率 13.2%)を実施しながら今日まで「水道水の安定供給」という水道事業者としての使命を果たしている。

しかしながら、水道事業は固定費が大部分を占める装置産業であり、このための水道施設の整備や更新・耐震化には多額の費用を要する。更に今後も懸念される水需要の減少、物価高騰等により、「安定的な水道水の供給」を後世に引き継ぐためには、更なる経営の効率化と経営基盤の強化に取り組んでいく必要がある。

このような状況の下、令和 5 年 9 月 20 日、町長から本審議会に対し、「安心して安定した水を継続して供給していくための水道料金のあり方」について諮問を受けたところである。

本審議会では、令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間の主要事業計画と財政収支計画に基づき、今後の「水道料金の水準とその改定の実施時期」について、3 回の審議を重ね、健全な水道事業経営に資する方策を取りまとめここに答申するものである。

1 水道事業の現状と今後の見通し

(1) 需要予測と主要事業の計画

愛南町の水道事業は地方公営企業法に基づき、利用者から得た水道料金で事業運営に必要な費用を賄う「独立採算制」により経営を行うこととされている。しかしながら、この水道料金算定の源となる水需要については、給水人口の減少や節水機器の普及に伴い減少傾向にあり、また、核家族化の進展と単身世帯の増加等、需要構造の変化を受け、今後も減少していくものと予測される。

また、今後の主要事業については、令和3年4月に策定の「愛南町水道事業経営戦略」に基づき、老朽化した管路の更新事業や、主要な基幹管路の耐震化事業、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた安全で強靱な水道施設等の再構築に係る事業が計画されており、一定の評価ができる内容になっている。

(2) 財政収支計画

愛南町の水道料金は、平成29年度の上水道事業一元化経営以降、給水人口に比例して令和4年度まではほぼ毎年度減少している一方で、点在する集落への給水は必要であることから施設の規模は維持せざるを得ない状況であり、水道事業費用は一定の水準で推移しているため、その不足額は一般会計からの基準外繰入金により賄っている状況である。類似団体と比較しても、その依存度合いは高い水準となっている。

投資に必要な財源では、災害に強い水道を構築するため、基幹管路や浄水場・配水池等の耐震化を備えた更新事業の実施に伴う資金需要は今後も増加することから、減価償却費等による内部留保資金では対応できず、それ以外の原資は、企業債に頼らざるを得ない状況である。

このような状況の下で、現行の料金水準を据え置いた場合、料金算定期間の令和7年度から令和11年度までの5年間の財政収支計画は年々厳しいものとなっており、更なる一般会計繰入金への依存度が高まる見通しである。

2 水道料金のあり方について

(1) 料金水準について

愛南町の料金単価は、一般家庭で10t使用した場合に県下で6番目に高い水道料金を設定している。これは、愛南町の地形において、山間部、海岸部へ集落が点在し、水道管延長、施設数が他の類似団体よりも多いため、給水原価を押し上げるかたちとなっている。

本来、水道料金は、水の供給に要する経費に資産維持費を加算して算定された総括原価に基づき設定され、これらのことを考慮した適正な水道料金水準を確保する必要がある。財政収支計画においても明らかなように、令和7年度から令和11年度までの料金算定期間5か年は現行の料金水準のままでは、健全な水道事業経営を維持することが不可能であり、住民への負担も考慮した適切な水道料金の値上げが必要であると考ええる。

(2) 料金体系について

愛南町の水道料金体系は、8tまでの「基本料金」と1t使用するごとに加算される「超過料金」により構成される。水道料金1t当たりの単価については均一であり、負担の公平性も確保されているため、この料金体系は今後も維持することが適切である。

(3) 料金改定案について

今後の財政収支計画を踏まえると、令和7年度から令和11年度までの料金算定期間5か年においては、現在の料金水準を据え置いた場合、更なる一般会計繰入金の増加を招くことは、先般で述べたとおりである。

本審議会では水道料金のあり方について、慎重に審議を重ね、以下の3点を念頭に料金改定案の取りまとめを行った。

- ① 地方公営企業法に基づく独立採算制が求められること。
- ② 住民負担への配慮を行うこと。
- ③ 今後、増大する建設改良事業費の財源確保に配慮すること。

以上を踏まえ、本委員会では、下表による料金改定案を提案する。

料金改定案

(単位：円)

	基本料金 (1t-8t)	超過料金 (1t当たり)	実質 改定率	10t使用時 (税込)	20t使用時 (税込)
改定後	1,250	230	13.50%	1,880	4,410
改定前	1,150	200	—	1,700	3,900
差引	100	30	—	180	510

上記の料金改定案は、水使用の有無に関係なく使用者から負担する基本料金では税抜き1,250円とし、現行の基本料金から100円の値上げに留め、すべての住民が負担することとなるため、低所得者・高齢者等へも配慮した形とした。

また、水の使用に応じて使用者が負担する超過料金については、令和7年度から令和11年度までの料金算定期間において、現行の料金水準を据え置いた場合での収支計画は、供給単価が220円、給水原価が309円の試算となっていることから、30円値上げを行い、税抜き230円とし、少しでも給水原価に見合うよう、超過料金の設定を行った。

これにより、令和7年度～令和11年度の5か年において、約245

百万円、年間約 49 百万円の増収を見込むものの、年間約 150 百万円不足する試算である。この不足部分については、改定料金への転嫁は困難であることから一般会計からの繰入金による補填を要望いたしたい。

(4) 料金改定の時期について

直近の水道料金改定を行った平成 28 年 4 月から既に 8 年が経過している。国からの通知などにある「概ね 3 年から 5 年を基準に設定することが妥当である」を考慮した場合、本来であれば令和 3 年度から料金改定を実施することが望ましかったが、新型コロナウイルス感染症拡大による住民生活への影響を懸念し、先送りしてきたところである。慎重な判断が求められる一方で、その時期を遅らせるほど、改定率が高くなることは避けられない。このことから早期の改定が必要である。

よって、水道利用者への十分な周知期間等も考慮し、令和 7 年 10 月が適当であると考えます。

3 付帯意見

(1) 経営努力による更なる収支の改善

愛南町の有収率は、令和 4 年度の決算で 72.0%と、全国類似団体平均(80.4%)を下回っている状況であり、収支改善を図るに当たり最優先される課題である。今後においては、建設改良事業において老朽化した水道管路の更新を計画的に実施し、また、財源についても国庫補助金や出資債、内部留保資金を有効活用しながら毎年度の管路更新率を増加させる計画であること。また、漏水調査業務の民間事業者への委託を継続することにより、有収率の向上が図られる

ものと期待するが、更なる有収率の向上のため、各家庭への引込給水管等の更新についても取り組みを強化していくべきであると考えられる。

(2) 水道料金の定期的な検証及び見直し

近年の物価の急騰や金利変動等の経済情勢、給水人口減少等の社会情勢を踏まえると、長期にわたって水道事業の収支を見通すことは困難である。そのため、5年ごとに水道料金の定期的な検証と見直しを行うよう求める。

(3) 住民への説明、周知

水道料金は、住民生活へ大きな影響を及ぼすため、水道事業の現状や料金改定の必要性、改定内容について、住民に分かりやすい説明を行うとともに、ホームページ、広報紙等を用いて周知に努められたい。

おわりに

愛南町の水道事業は、上水道では昭和47年に旧南宇和上水道企業団の創設認可、また、昭和48年に旧御荘町の創設認可による公営水道の給水が始まり、平成16年の4町1村による町村合併以降も町勢の変遷とともに拡張事業を実施しながらダウンサイジングやスペックダウンによる施設規模の適正化を図ってきた。

こうした経営努力を重ねながらも、社会・経済情勢の変化に伴い、独立採算制による水道事業経営はますます困難な状況となっている。

給水人口の減少、施設の更新需要の増大や物価高騰等、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、「安心して安定した水を継続して供給していくための水道料金のあり方」について水道料金の妥当性を審議し、本審議会では

料金改定はやむを得ないとの結論に至った。愛南町では、今後も毎年約２％程度給水人口が減少していくと予測する中、益々、水道料金の減収が見込まれ、水道事業の経営は厳しさを増してくるものと考えられる。

水道事業者においては、社会情勢の変化に対応し、将来にわたり持続可能な事業経営を行うため、施設のダウンサイジングや広域連携への取組等により、愛南町に相応した経営基盤が構築されることを要望する。